

『玉掛け技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号 - 18(～2024.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 ☎(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、制限荷重1トン以上の揚貨装置、又はつり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方ではな

ければできないことになっています。
当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催予定(3日間：学科13時間 実技 7時間)

2019年度実施予定：5月、7月、9月、11月、2020年1月、3月

(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

- | | | |
|-----|------|--------------|
| 1日目 | (学科) | 8:50 ～ 17:00 |
| 2日目 | (学科) | 8:50 ～ 16:00 |
| 3日目 | (実技) | 9:00 ～ 17:00 |

2. 受講資格

なし

3. 一部免除対象者(3日間：学科10時間 実技7時間)

下記に該当する方	講習時間
1. クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許 又は揚貨装置運転士免許を受けた者	1日目 8:50 ～ 17:00
2. 床上操作式クレーン運転技能講習又は、小型移動式クレーン 運転技能講習を修了した者	2日目 13:00 ～ 16:00
3. 旧クレーン則に規定するクレーン運転士免許、又はデリック 運転士免許を受けた者	3日目 9:00 ～ 17:00

4. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料：21,600円 テキスト代：1,640円

(一部免除対象者)

受講料：19,440円 テキスト代：1,640円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(平成30年度雇用保険料率12/1,000)については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。